

改正案	現行
<p>（保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（第五十三条の六の二第一項に規定する特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二）により作成しなければならない。</p> <p>（金銭債権の証書の範囲） 第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号において同じ。）の預金証書</p> <p>二 八（略）</p>	<p>（保険業を営む株式会社の監査報告書等の様式） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する商法特例法第十六条第二項（公告すべき貸借対照表等の要旨）に規定する会社が公告しなければならない貸借対照表及び損益計算書の要旨は、別紙様式第三号（法第十二条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社（以下「特定取引勘定設置会社」という。）にあつては、別紙様式第三号の二）により作成しなければならない。</p> <p>（金銭債権の証書の範囲） 第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。</p> <p>一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条の二第一項第一号及び第六十一条の五第一号において同じ。）の預金証書</p> <p>二 八（略）</p>

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 保険会社は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の財産と区分して経理するため、特別の勘定(以下「特定取引勘定」という。)を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない保険会社又は当該要件のいずれにも該当しない保険会社が特定取引勘定を設けることを妨げない。

一 直近の期末の前の期末から直近の期末までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円以上であり、かつ、直近の期末の前の期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

二 直近の期末における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が千億円以上であり、かつ、当該期末の総資産の十パーセントに相当する額以上であること。

2| 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買(国債、地方債若しくは政府保証債)以下この

(新設)

条において「国債等」という。）、証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 国債等の引受け（国債等の発行に際して当該国債等の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四 金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受

手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七 先物外国為替取引

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十 商品デリバティブ取引

十一 クレジットデリバティブ取引（資金の貸付けその他の信用供与に係る債権のうち、当該取引に付随するものの取得又は譲渡を含む。）

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第九十八条第一項第十号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に

類似し、又は密接に関連する取引

3| 特定取引勘定設置会社は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第八十五条第三項第五号に掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りではない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

4| 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる取引を含むものとする。

5| 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等の適切な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先

渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

三 オプション取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。）、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（削る）

（特定取引）

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 法第百十二条の二第一項第二号に掲げる目的で行う有価証券の
売買（国債、地方債、政府保証債（以下この条、第六十一条の七
及び第六十一条の八において「国債等」という。））、証券取引法
第二条第一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証
券（以下この条において「特定取引債券」という。）又は外国若
しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは
特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引
に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引
を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるもの
を除く。）

二 国債等の引受け（国債等の発行に際して当該国債等の全部又は
一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得す
る契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の
八において同じ。）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の
四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証
券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する
有価証券（以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八にお
いて「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行
に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得

する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。）

四 金銭債権（第五十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもって表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った買易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。第六十一条の五において同じ。）に限る。）の取得又は譲渡

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七 先物外国為替取引

八 直物為替先渡取引

九 店頭金融先物取引

十 商品デリバティブ取引

十一 クレジットデリバティブ取引

十二 スワップ取引

十三 オプション取引

十四 法第九十八条第一項第十号の規定により営むことができる有価証券店頭デリバティブ取引

十五 法第九十九条第一項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

(削る)

(特定取引勘定設置の認可申請等)

第六十一条の三 保険会社は、法第百十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

三 時価等の算定（法第百十二条の二第二項の規定により時価を付すこと又は同条第三項の規定により算定することをいう。以下この条及び第八十五条において同じ。）を行う部署の名称を記載した書類

四 取引の種類ごとの時価等の算定の方法に関する事項を記載した書類

五 時価等の算定の基礎となる資料の作成及びその保存に関する事項を記載した書類

六 特定取引勘定に係る帳簿書類の種類を記載した書類

七 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む）

	<p>む。)を記載した書類</p> <p>八 内部取引)一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第五号から第十四号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。)を行う場合(内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。)の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、前項各号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 時価等の算定の方法が公正なものであること。</p> <p>二 時価等の算定に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。</p> <p>三 特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と区別され特定取引勘定に適切に経理されるものであること。</p> <p>四 内部取引を行う場合の取扱いが前三号に掲げる基準に照らして適切なものであること。</p> <p>(勘定間振替の禁止)</p> <p>第六十一条の四 特定取引勘定設置会社は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特</p>
--	--

(削る)

<p>(削る)</p>	<p>定取引勘定以外の勘定に振り替えること。</p> <p>二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。</p> <p>2 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十一条の二第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる取引を含むものとする。</p> <p>(特定取引勘定に経理する財産)</p> <p>第六十一条の五 法第百十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める財産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 譲渡性預金の預金証書(外国の法人が発行するものを除く。)</p> <p>二 円建銀行引受手形</p> <p>三 法第九十八条第一項第八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書</p> <p>(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)</p> <p>第六十一条の六 法第百十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める時価は、事業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格とする。</p>

(削る)

(営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第六十一条の七 法第百十二条の二第三項に規定する特定取引のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買のうち次に掲げる取引

イ 有価証券を有しないでその売付けをする取引(次条において「有価証券の空売り」という。)

ロ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引(次条において「選択権付債券売買」という。)

ハ 有価証券先物取引(証券取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。)

二 有価証券店頭デリバティブ取引

三 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

四 国債等の引受け

五 資産対応証券の引受け

六 金融先物取引等

七 店頭金融先物取引

八 金利先渡取引

(削る)

九 為替先渡取引

十 先物外国為替取引

十一 直物為替先渡取引

十二 商品デリバティブ取引

十三 クレジットデリバティブ取引

十四 スワップ取引

十五 オプション取引

(利益又は損失とすることを相当とする額)

第六十一条の八 法第百十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める特定取引の利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の空売り売り付けた有価証券に係る第六十一条の六に規定する時価から当該売り付けの価格を控除した額

二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引事業年度終了の日の公表されている最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

三 金融先物取引等金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとす

<p>第八十五条 法第二百二十七条第七号に規定する内閣府令で定める場合</p> <p>(届出事項等)</p>	
<p>第八十五条 法第二百二十七条第七号に規定する内閣府令で定める場合</p> <p>(届出事項等)</p>	<p>場合に授受される差金に基づく額</p> <p>四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引当該取引により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確認の場合は、金利、通貨の価格、商品の価格、有価証券市場における相場その他の指標(次号において「指標」という。)の予想される数値に基づき算出される金額)を合理的な方法により事業年度終了の日の現在価値に割り引いた額</p> <p>五 オプション取引当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額)、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額</p> <p>六 選択権付債券売買、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額</p>

<p>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>二の二 特定取引勘定を設けようとする場合</p> <p>二の三 特定取引勘定を廃止しようとする場合</p> <p>三十三 (略)</p> <p>十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類を変更しようとする場合</p> <p>十五十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険会社は、法第二百二十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類(第一項第二号の二に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類</p> <p>二 時価等の算定(特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。)を行う部署の名称を記載した書類</p> <p>三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針(特定取引勘定を設ける前に行った取引</p>	<p>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類又は時価等の算定の方法を変更しようとする場合</p> <p>十五十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険会社は、法第二百二十七条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。()を記載した書類</p> <p>四 内部取引(一)の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引をいう。()を行う場合()当該内部取引を解約する場合を含む。()の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>五 勘定間振替(第五十三条の六の二第三項第一号及び第二号に掲げる行為(同条第四項に規定する取引を含む。()をいう。()を行う場合)の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六の二 (略)</p> <p>六の三 外国保険会社等が特定取引勘定に類する勘定を設けようとする場合</p> <p>六の三の二 外国保険会社等が特定取引勘定に類する勘定を廃止しようとする場合</p> <p>六の四・七 (略)</p> <p>2 外国保険会社等は、法第二百九条の規定による届出をしようとする</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等)</p> <p>第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六の二 (略)</p> <p>六の三 外国保険会社等が法第百十二条の二第一項に規定する特定取引勘定に類する勘定を設けようとする場合</p> <p>(新設)</p> <p>六の四・七 (略)</p> <p>2 外国保険会社等は、法第二百九条の規定による届出をしようとする</p>
<p>2 外国保険会社等は、法第二百九条の規定による届出をしようとする</p>	<p>2 外国保険会社等は、法第二百九条の規定による届出をしようとする</p>

<p>るときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（前項第六号の三に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類</p> <p>二 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することを行う）を行う部署の名称を記載した書類</p> <p>三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類</p> <p>四 内部取引（一の外国保険会社等において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十号までに掲げる取引をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>五 勘定間振替（第五十三条の六の二第二項第一号及び第二号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類</p> <p>3～5（略）</p> <p>（標準処理期間）</p>	<p>るときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（標準処理期間）</p>
--	--

<p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 九の二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十一 二十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第二百四十六条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一 九の二（略）</p> <p>十一 法第百十二条の二第一項の規定による特定取引勘定の設置の認可 三十日</p> <p>十一 二十四（略）</p> <p>2（略）</p>
--	--